

令和 2 年度

府中市都市計画審議会議事録

令和 2 年 7 月 2 0 日開催

府中市都市計画審議会
議 事 日 程

令和2年7月20日（月）午後3時

府中駅北第2庁舎3階会議室

日程第1 第1号議案 府中都市計画生産緑地地区の変更

日程第2 報告 (1) 府中都市計画道路の進ちよく状況について
(2) 府中都市計画公園・緑地の進ちよく状況について
(3) 分倍河原駅周辺地区まちづくり基本計画の策定について

日程第3 その他

午後 3 時開会

【計画課長】 それでは定刻でございますので、ただ今から府中市都市計画審議会を開催していただきたいと存じます。

開会に先立ちまして、都市整備部長の古森よりごあいさつ申しあげます。

【都市整備部長】 皆さま、こんにちは。この 4 月に都市整備部長に着任いたしました古森と申します。本日はコロナ禍の大変お忙しい中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、このたびの都市整備部職員による不祥事につきまして、委員の皆さまにも大変ご心配をおかけしましたことをこの場をお借りしてお詫び申しあげます。

さて、本日の案件は、審議事項が 1 件、報告事項が 3 件でございます。どうぞよろしくご審議くださいますようお願い申しあげまして、あいさつとさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

【計画課長】 ありがとうございます。それでは〇〇会長、よろしく願いいたします。

【議長】 〇〇でございます。本日は、新型コロナの感染がまだまだ止まらぬところでございますが、委員の皆さま方には忙しい中、時間を割いていただきまして、大変ありがとうございます。では、これから始めていきたいと思います。

本日の委員の皆さまの出欠状況でございますが、〇〇委員、そして〇〇委員が欠席という連絡をいただいております。

会議の開催の可否でございますが、定足数を満たしておりますので、本日の会議は有効に成立しております。

次に、本日の会議の議事録署名人でございますが、ご指名させていただきます。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしということで、指名をさせていただきます。議席番号10番の〇〇委員、お願いします。そして11番の〇〇委員、よろしくお願いいたします。

では、これより議題に沿って進めていきたいと思いますが、その前に傍聴の方が1名おられます。皆さんの許可をいただければ傍聴いただこうと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

では1名、入室していただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

(傍聴者入場)

では、議題に沿って進めていきたいと思います。

まず日程第1、第1号議案、「府中都市計画生産緑地地区の変更」を議題といたしたいと思います。では議案の説明をお願いしたいと思います。

【公園緑地課長補佐】 はい、議長。それでは、ただ今議題となりました、第1号議案「府中都市計画生産緑地地区の変更」につきまして、ご説明いたします。本件は、生産緑地の機能を維持することが困難となった生産緑地地区の一部を廃止するものでございます。なお、本件は、府中市が決定する都市計画でございます。

それでは、第1号議案、資料の1ページをお開きください。

第1の「種類及び面積」でございますが、変更後の生産緑地地区の面積は、約95.01ヘクタールでございます。第2の「削

除のみ行う位置及び区域」でございますが、削除となりますのが8件、削除する面積は約6,140平方メートルでございます。

削除の理由といたしまして、買取り申出に伴う行為制限の解除により、生産緑地の機能を失った生産緑地地区の一部を削除するものでございます。

2ページをお開きください。上段の表は、新旧対照表でございますが、削除する地区の面積と位置につきまして、変更前と変更後を一覧表にまとめたものでございます。なお、個々の地区の詳細は、後ほど説明させていただきます。下段の「変更概要」でございますが、変更事項の欄、1の「位置の変更」につきましては、新旧対照表のとおりでございます。2の「区域の変更」につきましては、計画図により後ほどご説明いたします。3の「面積の変更」につきましては、地区数は445件から441件となり、4件の減、府中市全体の生産緑地地区の面積は、約95.55ヘクタールから95.01ヘクタールとなり、約0.54ヘクタールの減となります。

なお、本件の都市計画変更案につきましては、都市計画法第19条第3項の規定に基づき、東京都知事との協議を行い、本年5月12日付けで意見のない旨の協議結果通知を受けております。

その後、都市計画法第17条第1項の規定に基づき、本年6月22日から7月6日までの2週間、縦覧を行い、同法第17条2項の規定に基づき、意見書の提出を求めたところ、意見書の提出はございませんでした。今後につきましては、本審議会の審議を経た後に、都市計画変更の告示を行う予定でございます。それでは、変更の詳細につきまして、担当よりご説明させていただきます。

す。

【公園緑地課緑化推進係長】 それでは、府中都市計画生産緑地の個々の地区について、ご説明させていただきます。

第1号議案、資料の3ページをお開きください。

初めに、計画図の表示についてご説明いたします。右下の凡例をご覧ください。緑の縦じま部分は既に指定されている区域、赤の塗りつぶし部分は今回削除を行う区域となっております。また、図は上が北となっております。

それでは、計画図の中央をご覧ください。番号549、地区名紅葉丘地区、紅葉丘第3公園の南東側、府中第二中学校の北側に位置し、令和元年8月21日に主たる従事者の故障により買取りの申出がなされたもので、地区の全部、約700平方メートルを削除するものです。

続きまして、4ページをご覧ください。図面中央、番号567、地区名 押立町地区、中央自動車道南側、押立町公園の東側に位置し、令和元年6月27日に主たる従事者の死亡により買取りの申出がなされたもので、地区の一部約40平方メートルを削除するものです。

続きまして、5ページをご覧ください。図面中央、番号521、地区名 小柳町地区、京王線多磨霊園駅南側、府中第九中学校の北西側に位置し、令和元年6月24日に主たる従事者の死亡により買取りの申出がなされたもので、地区の全部、約760平方メートルを削除するものです。

続きまして、6ページをご覧ください。図面上側、番号145、地区名 小柳町地区、しみず下通り鶴代橋の南側、小柳小学校の

西側に位置し、令和元年8月21日に主たる従事者の故障により買取りの申出がなされたもので、地区の全部、約590平方メートルを削除するものです。

次に、図面下側、番号160、地区名 小柳町地区、西武多摩川線の東側、中央自動車道の南側に位置し、令和元年8月21日に主たる従事者の故障により買取りの申出がなされたもので、地区の全部、約800平方メートルを削除するものです。

続きまして、7ページをご覧ください。図面中央、番号261、地区名 是政地区、しみず下通り南側、府中白百合第二幼稚園の西側に位置し、令和元年8月22日に主たる従事者の死亡により買取りの申出がなされたもので、地区の一部、約860平方メートルを削除するものです。

続きまして、8ページをご覧ください。図面中央上側、番号301、地区名 南町地区、中央自動車道の南側、下河原緑道の西側に位置し、令和元年7月29日に主たる従事者の死亡により買取りの申出がなされたもので、地区の一部、約900平方メートルを削除するものです。

次に、図面中央下側、番号299、地区名 南町地区、南町かえで通り公園の東側、下河原緑道の西側に位置し、令和元年6月26日に主たる従事者の死亡により買取りの申出がなされたもので、地区の一部、1,490平方メートルを削除するものです。

以上が、府中都市計画生産緑地地区の変更の説明となります。なお、第1号議案の封筒の中にございます図面は、都市計画変更に必要な図書「府中都市計画生産緑地地区総括図」でございまして、府中市全域の地図に生産緑地の区域を示したものになります。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

【議長】 ありがとうございます。議案の説明が終わりました。それでは、これより審議に入りたいと思います。議案につきましては、まずご質問、またご意見いただき、最後に採決というふうに進めていきたいと思います。よろしくご協力をお願いいたします。

それでは、ご質問やご意見はございませんでしょうか。

【〇〇委員】 はい。

【議長】 はい、どうぞ。

【〇〇委員】 ご丁寧な説明をいただきましてありがとうございます。当該地区は、私も1件ずつ現場を見させていただいておりました。生産緑地の解除ということで、手続上は特に問題ないかなと思いますが、1点、南町一丁目の299番の地区で質問します。都市計画道路府3・4・3号と重なっているところがあるんですね。この点については、都市計画道路の計画地ですから、今後この生産緑地が解除されることによって、何らか必要なこと、もしくは手続上何か問題ないのか、その点だけお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

【議長】 ありがとうございます。1点、〇〇委員より質問をいただきました。

では、答弁お願ひしたいと思います。

【計画課長】 はい、議長。ただ今、ご指摘のございました8ページの299番の生産緑地の解除についてでございますが、ご指摘のとおり、当該地の一部、一番南側の三角の部分になりますが、こちらにつきましては、府3・4・3号という、東京都の都市計画道路の中に生産緑地の一部が含まれているわけでございますの

で、東京都にも照会をしたところ、東京都は買取りの意思はないということをお返事いただいております。しかしながら、市としても、その事業を先に進めさせていただきたいという思いがございますので、東京都で事業決定していない都市計画道路であっても、先行買収の制度がございますので、その制度を活用して、東京都に用地売却をしていただけないかということをお願ひしたところでございますが、今回ご協力をいただけなくて、生産緑地を解除して民間への売却ということが決まったという状況でございます。

以上でございます。

【〇〇委員】 ご説明ありがとうございました。都市計画道路の計画はあるけれども、東京都が事業決定していない状況だと都として予算化がなかなか難しいということから、当該用地の買取りも難しいということなのかなと思います。

市としても東京都に伺って、それを確認してからこのように報告していると思いますが、今後、いつ事業決定するかは確かに分からない部分があります。僕も現場を見たら、もう分譲住宅で販売されていまして。この都市計画道路用地となりそうところが販売され、契約済みだということも聞いておりますので、本当に大丈夫かなと心配になったものですから質問させていただきました。とにかく、生産緑地の解除については了解いたしますが、今後のまちづくりということでは、市もいろいろ協力しながらやっていくようお願いをいたしまして、質疑を終わります。ありがとうございます。

【議長】 ありがとうございます。他にご意見、ご質問等ござ

いませんか。

それではないようですので、採決をしたいと存じます。第1号議案、「府中都市計画生産緑地地区の変更」について、議案のとおり決することで異議ないでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 ありがとうございます。異議なしということでした承させていただきますと思います。

では、次の議題に進めていきたいと存じます。日程第2、報告事項1、「府中都市計画道路の進ちよく状況」について、事務局からご報告をお願いします。

【道路課長補佐】 はい、議長。それでは報告1、「府中都市計画道路の進ちよく状況」につきましてご報告いたします。恐れ入りますが、資料1ページをご覧ください。1の「施行主体別進ちよく状況」でございますが、国、東京都、府中市全体で37路線、延長7万1,590メートルが都市計画決定されております。完成率につきましては、国施行は国道20号の1路線で、完成延長は6,730メートル、完成率100%、東京都施行は11路線で、完成延長は2万5,650メートル、完成率73.8%、府中市施行は25路線で、完成延長は2万6,713メートル、完成率88.6%でございます。以上、国、東京都、府中市合わせた37路線の全体完成延長は、5万9,093メートル、完成率82.5%でございます。

続きまして、2の「路線別進ちよく状況」でございますが、恐れ入りますが、A3判資料の「府中都市計画道路進ちよく現況図」においてご説明させていただきます。

最初に、東京都施行の主な進ちよく状況でございますが、図面左側、赤色の府中都市計画道路3・2・2の2号、東京八王子線は、新府中街道との交差点から西府町4丁目の区間、延長1,030メートルにつきまして、平成23年7月に都市計画事業認可を受け、平成31年1月に令和7年度まで事業期間を変更し、現在、用地取得とともに整備を進めております。

用地取得率は、国立都市計画道路分を含め、令和2年4月末現在で約96%、今年度は電線共同溝や街路築造工事の一部を行う予定と伺っております。

次に、府中都市計画道路3・2・2の2号、東京八王子線から国立市の桜通りにつながる赤色の府中都市計画道路3・4・5号、新奥多摩街道線、延長240メートルにつきましては、平成25年7月に都市計画事業認可を受け、平成31年2月に令和7年度まで事業期間を変更し、現在、用地取得とともに整備を進めております。

用地取得率は、国立都市計画道路分を含め、令和2年4月末現在、約71%、今年度は、街路築造工事を一部行う予定と伺っております。

次に、図面中央の上側、赤色の府中都市計画道路3・4・21号、府中国分寺線は、栄町二丁目の区間が平成31年3月に、令和9年度までの都市計画事業認可を受けました。

続きまして、府中市施行の主な進ちよく状況でございますが、図面右側、赤色の府中都市計画道路3・4・16号、府中東小金井線は、都道人見街道から北へ市道1-131までの区間、延長744メートルにつきまして、平成22年4月に都市計画事業認

可を受け、事業を進めており、平成31年度までの事業期間としておりましたが、令和2年3月に令和7年度までの事業期間の変更認可を受けました。現在、用地取得を鋭意進めており、用地取得率は、令和2年3月末現在、約98%となっております。今年度は、一部区間において街路築造工事及び電線共同溝工事を実施する予定です。

次に、同じく赤色の府中都市計画道路3・4・16号、府中東小金井線の市道1-131号から北へ東八道路までの区間、延長411メートル及び赤色の府中都市計画道路3・4・11号、多磨墓地前線、西武多摩川線多磨駅西側の交通広場約1,800平方メートルを含み、西へ人見街道及びあんず通りの交差点までの区間、延長140メートルにつきましては、2路線ともに平成28年4月に都市計画事業認可を受け、令和4年度までの期間で事業を進めております。

当該2路線につきましては、現在、用地取得を鋭意進めております。用地取得率は、令和2年3月末現在、3・4・16号が約72%、3・4・11号が約53%でございます。

以上で報告を終わります。よろしくお願いいたします。

【議長】 ありがとうございます。

報告が終わりました。この件につきましてご質問はございませんでしょうか。ご質問がないようですので、報告了承ということではよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしということで、報告了承とさせていただきます。ありがとうございます。

では次に報告事項2、「府中都市計画公園・緑地の進ちよく状況」について事務局からご報告よろしく申し上げます。

【公園緑地課長補佐】 はい、議長。

【議長】 はい、どうぞ。

【公園緑地課長補佐】 それでは、「府中都市計画公園・緑地の進ちよく状況」につきまして、ご報告いたします。報告事項の2号の次のページの資料をご覧ください。表の数値は、令和2年4月1日現在のものとなっております。表の一番下の合計欄でございますが、都市計画決定している公園・緑地は、全部で90カ所、面積は291.56ヘクタールでございます。平成31年度と比べて増減はございません。

次に、都市計画決定している公園・緑地のうち、全部または一部で供用を開始している公園・緑地は、87カ所、面積は151.19ヘクタールでございます。

平成31年度と比べて0.8ヘクタール増加をしております。また、供用を開始していない未供用の部分の面積は、140.37ヘクタールで、全部が未供用となっている公園・緑地は3カ所でございます。平成31年度と比べて0.8ヘクタール減少しております。なお、供用率は全体で51.86%でございます。平成31年度と比べて0.28%増加をしております。これらの数値の増加につきましては、西府緑地内に設置されております四谷さくら公園の拡張部分の一部、0.8ヘクタールが令和2年3月に開園したことによるものでございます。

次に、市民1人当たりの公園・緑地の供用面積でございますが、5.81平方メートルでございます。平成31年度と比べて0.0

2 平方メートルの増加となります。

以上で表の説明を終わります。

なお、参考といたしまして、平成 31 年度、昨年度 4 月 1 日現在の数値ではございますが、1 人当たりの公園・緑地の供用面積を 26 市と比較いたしますと、府中市の 31 年度時点の 5.72 平方メートルに対しまして、26 市の平均が 5.03 平方メートルですので、本市は 0.69 平方メートル平均を上回っている状況でございます。また、東京都全体と比較いたしますと、東京都全体の平均が 3.73 平方メートルでございますので、これについては、府中市は 1.99 平方メートル上回っている状況でございます。今後も公園・緑地等の適切な維持管理と整備に努めてまいります。

以上でご報告終わります。

【議長】 ありがとうございます。報告事項 2 の「府中市都市計画公園・緑地の進ちよく状況」について、報告を終わりました。この件につきまして、ご質問はございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

【議長】 ご質問なしということで、採決をします。この件につきまして、報告了承ということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【議長】 異議なしということで、了承とさせていただきます。ありがとうございます。

では引き続きまして、報告事項 3 でございます。「分倍河原駅周辺地区まちづくり基本計画の策定について」、事務局から報告お願いいたします。

【地区整備課事業調整担当主査】 はい、議長。

【議長】 はい、どうぞ。

【地区整備課事業調整担当主査】 それでは報告事項3「分倍河原駅周辺地区まちづくり基本計画の策定」、についてご報告いたします。始めに、お手元の報告資料につきまして、当日の配布となり申し訳ございませんでした。

それでは、本件につきまして、お手元の報告資料により、1の趣旨からご説明いたします。府中駅周辺の中心市街地を補完する拠点であり、かつ、重要な交通結節点である分倍河原駅周辺地区において、分倍河原駅の改良を含む交通基盤の整備に向けて取り組む中、平成30年11月に、地域住民などが組織する分倍河原駅周辺まちづくり協議会から、分倍河原駅周辺地区まちづくり提案書が提出されました。

このことを踏まえ、交通基盤の整備と連携したまちづくりを一体的に推進するとともに、地域住民や交通事業者をはじめとした関係者との協働によるまちづくりを実現するため、令和2年1月に作成した原案を修正し、分倍河原駅周辺地区まちづくり基本計画を策定したものです。

計画の策定にあたりましては、令和2年1月に作成いたしました原案につきまして、同年3月10日から4月8日までパブリックコメント手続を実施し、6人の方から15件の意見をいただいております。

また、原案に関する説明会を同年3月に予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止とし、代わりに分倍河原駅周辺地区の1,916世帯に対して原案を配付し、同年3月14日から4月8日まで郵送による意見募集を実施いたしま

して、42人の方から85件のご意見をいただいております。

加えて、同年6月28日から30日まで、片町文化センターにおいてパネル展示形式によるオープンハウスを開催し、67組84人の方がご来場され、112件のご意見をいただいております。ご意見の内容につきましては、現状のまちの課題や各施策の具体的なご要望であるため、計画への反映を要するものではございませんでした。

一方、計画の策定に向けた手続を進める中で、より分かりやすい表現とするため、一部名称の修正を行いましたので、後ほどご説明させていただきます。

それでは、お手元の報告資料の2の概要についてご説明させていただきます。なお、報告資料では、(1)まちづくり基本計画策定の背景から、(7)まちづくりのステップまで記載しておりますが、当該項目につきましては、別冊のまちづくり基本計画書の本文に基づき、ご説明させていただきます。

恐れ入りますが、別冊の計画書の1ページをご覧ください。上段の1「まちづくり基本計画策定の背景」では、分倍河原駅周辺地区のまちづくりの取り組みを提起するとともに、まちづくり基本計画を策定するに至った背景を説明しております。

次に、下段の2「まちづくり基本計画の位置付け」では、まちづくり基本計画は、地区全体で取り組む具体的な施策を示し、市民協働によるまちづくりを推進するための計画であることを示すとともに、「府中市都市計画マスタープラン」などの上位計画や、本地区の交通施策の取り組みを示した「府中市都市・地域交通戦略」との関係を図示しております。

2 ページをお願いいたします。3 「地区の主な課題」では、まちづくり協議会の意見や、まちづくりアンケートの結果などを踏まえ、交通基盤及び市街地環境に関する視点から、まちづくりを進める上での主な課題を抽出しております。

3 ページをお願いいたします。4 「まちづくりの提言」では、まちづくり協議会から提出されたまちづくり提案書の提言内容の概要を掲載しており、本市では、地区の課題とともにこれらの提言内容を踏まえ、まちづくりの施策に取り組んでまいります。

4 ページをお願いいたします。5 「まちの将来像」では、都市・地域交通戦略に定めた本地区の将来像とまちづくりの具体的な方向性を示す、3つのまちづくり方針を示しております。まちづくり方針図には、まちの将来像の実現に向けて、都市機能の強化・保全を図る4つのエリアを設定し、歩行者ネットワークを形成する3つの軸を位置付けております。

ここで原案からの修正点でございますが、「まちづくり方針図」及び下段左側の「4つのエリア」に示している1つ目の「商業住宅エリア」につきまして、原案では「住商複合エリア」としていた名称を、オープンハウスの開催を通して、再開発による高層化された複合建築物の誘導を連想される方が見受けられたことから、より分かりやすい名称とするため修正しております。

5 ページ及び6 ページをお願いいたします。6 「まちづくりの施策」では、まちの将来像を実現するため、都市・地域交通戦略に位置付けた基盤整備の施策や、まちづくり提案書の提言内容を踏まえて、17の施策を掲げ、3つのまちづくり方針ごとに整理しております。

5 ページの施策概念図右下の凡例でございますが、4 ページの修正点と同様の理由から、「商業住宅エリア」の名称に修正しております。

7 ページをお願いいたします。7 「まちづくりのステップ」では、施策を展開するにあたり、短期・中期・長期の3つのステップにより実施していくこととしております。その中で、施策を効果的かつ効率的に推進するため、今後の社会状況の変化などを捉えながら、PDCAサイクルの実行により必要に応じて計画の見直しを行ってまいります。

計画の概要の説明は以上でございますので、恐れ入りますが、報告資料にお戻りください。

最後に、3の主な修正点でございますが、2の概要においてご説明させていただきました計画の主な修正箇所及びその修正理由につきまして、裏面の別表に一覧としてまとめております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

【議長】 ありがとうございます。報告事項3につきまして報告が終わりました。この件につきまして、何かご質問はございますでしょうか。はい、どうぞ。

【〇〇委員】 これは駅周辺の基本計画ということで、これはこれでいいと思いますが、これから取り組まなければならないのは、駅舎そのものですよね。鉄道事業者が2社あるわけですから、大変だと思います。ただ、場所の変更はあるのかどうかとか、改札の位置の変更があるのかどうか、お聞きしたいというのと、自転車駐車を適正な位置に移転・再整備と書いてありますが、この

場所で建て替えるってことじゃなくて、どこか別の場所も当然考えられると思います。そうすると、駅舎そのものを、改良というか、建て替えですよ。バリアフリーにもしないと駄目だし、そういったこと考えると、JRの線路上空に人工地盤を作って、通路をもうちょっと広めに確保した方がいいと思います。そうすると自転車駐車場の場所ですとか、その辺りの活用というの也被えられるのかなと思いますが、どうでしょうか。それから自転車駐車場の現在の所有関係がどうなっているのかをお聞きしたいです。

以上でございます。

【地区整備課長補佐】 議長。

【議長】 はい。

【地区整備課長補佐】 それでは、まず駅舎の関係につきまして、お答えさせていただきます。駅舎の改良につきましては、これまで鉄道事業者のJR、京王電鉄及び市の3者による協議を進めてまいりまして、具体的に計画案の検討などを現在、行っているところでございます。まだ検討の段階でございますので、駅舎の位置がどこになるのか、また改札の位置などの詳細につきましては、今後、案がある程度お示しできる段階になりましたら、市民の方を含めまして、地域にもお知らせをしてまいりたいと考えております。

また、その駅舎の改良に伴う線路上空の人工地盤等の活用につきましては、人工地盤の整備となりますと、費用面で大きな影響が出てまいりますので、今後の維持管理も含めて鉄道事業者等との協議の中で調整をしているところでございます。

また、駐車場の移転につきましては、今回、この駅舎の改良に

伴いまして、駅周辺に工事を行う作業ヤードが非常に不足している状況もございますので、まずは駐車を移転し、作業ヤードとして空間を確保した上で駅舎の改良に取り組んでいくことを平成30年5月に策定しております、都市・地域交通戦略の中でもお示ししているところでございます。

駐車の所有等につきましては、市の駐輪場として運営しておりますが、建物所有及び運営管理につきましては、自転車駐車場整備センターになります。

以上でございます。

【議長】 3点、お答えしていただきました。何かありますか。

【〇〇委員】 すいません。駐輪場の土地については、市の所有の土地ということでしょうか。

【地区整備課長補佐】 議長。駐輪場の土地につきましては、市の所有でございます。以上でございます。

【議長】 よろしいでしょうか。

【〇〇委員】 はい。

【議長】 他にご意見はございますでしょうか。〇〇委員、どうぞ。

【〇〇委員】 はい、すいません。ご説明ありがとうございます。

本当にこの分倍河原のまちづくりというのは、長年の懸案だったところなので、少しずつ前に進んでいるということ自体はいい方向に向かっているのかなと思います。

この資料の4ページのまちづくり方針図がありますが、ちょっと気になっているのが2つあります。まず1つ目が、この黄色いエリアの部分が公共公益機能強化エリアということで、これおそ

らく南武線より下のほうは、ほとんどが府中市の用地になるかなと思いますが、これは民地等ももちろんあると思いますが、この辺りが用地買収エリアになるのかということを確認させていただきたいです。

また、このにぎわい軸というところもありますが、この計画の中で具体的に分かりづらかったので、イメージとしてどのようになるのかということをお教えいただきたいと思います。

2つ目が市道4-159号ですね。これは府中市の都市計画道路3・4・6号を予定しているところですが、この部分を含めて今回のまちづくりの計画では、生活軸と記載されていますから、今後のこのまちづくりの計画と、府中市の都市計画道路の部分の整合性をご説明いただければと思います。

以上です。

【議長】 ○○委員から2点、質問いただきました。

【地区整備課長補佐】 議長。

【議長】 はい、どうぞ。

【地区整備課長補佐】 まず1点目の公共公益機能強化エリアで示している南武線北側の範囲でございますが、5ページにお示しております溜まり空間や東西自由通路の整備、また駅につきましても、規模も広げていくということも今、検討の中で挙がっている状況でございます。今後、具体的な整備計画を検討していく中で、用地買収範囲の位置を決めていくと考えております。

具体的に、このエリアが示している範囲につきましては、イメージとして示していますので、具体的な買収範囲の線引きについては、今後の地権者の方のご意向もお聞きしながら決めてまいり

たいと考えております。また、にぎわい軸のイメージでござい
ますが、こちらは北側の商店街から南側の商業施設のミナノまでを
結ぶ人の動線を概念的に示したものでございまして、溜まり空間
の整備や南北自由通路の整備、また南側の既存の駅前広場の再整
備により商店街からミナノまでの動線が円滑に移動でき、にぎわ
いの連続性を確保していく軸線でございます。

続いて2点目の4-159号が示しております生活軸と都市計
画道路3・4・6号との整合性でございますが、この分倍河原駅
周辺地区まちづくり基本計画では、歩行者中心のまちづくりを進
めていくこととしており、現道の4-159号も生活軸として、
歩行者のための改良を今後行っていくことを施策で示してありま
す。

一方、都市計画道路につきましては、東京都の「東京における
都市計画道路の整備方針」の中で、計画内容再検討路線に位置付
けられ、必要性が認められた都市計画道路でございますが、その
必要性について検証を行っているところでございます。この3・
4・6号の再検討にあたりましては、分倍河原駅周辺地区におい
ては、歩行者中心のまちづくりを進めていくので、廃止も視野に
再検討しているところでございますが、廃止にあたっては、周辺
道路の拡幅など、ハード整備もセットで考えることが必須となっ
てまいりますので、引き続き路線全体としてその必要性の検証を
進め、今後の在り方を整理してまいりたいと考えております。以
上でございます。

【議長】 ○○委員、いかがですか。

【○○委員】 ご丁寧なご説明をいただきましてありがとうございます

いました。まだ完成というところまでは、もうちょっと時間がかかると思いますし、課題等もある程度認識はしていますが、丁寧な対応を取って、地域住民の方々の合意、そしてまた利用する方々の利便性ももちろん確保しながら、安全安心なまちとなるように、ぜひとも市側のご協力をいただきたいなと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

【議長】 ありがとうございます。他にご質問、ご意見ございますでしょうか。はい、〇〇委員、どうぞ。

【〇〇委員】 これはかなり抑えた案というか、再開発とかそういういろんな意見がある中で、環境保全型でやられたなというのが私なりの感想です。上位計画の府中市都市計画マスタープランとか、その他の計画の中にこれを置いてみたときに、上位計画で想定している都市構造を変えてしまうんじゃないかなと思いました。資料がないから分かりませんが、その辺りはどのようなお考えなのでしょうか。ここにもっと拠点性を持たせるというような計画があったんじゃないかと思うのですが、教えていただければと思います。

【議長】 〇〇委員から1件、質問をいただきました。

【地区整備課長補佐】 はい、議長。

【議長】 はい、どうぞ。

【地区整備課長補佐】 このまちづくり基本計画の上位計画にあたります都市計画マスタープランにつきましては、現在、改定に向けた検討を進めているところでございますが、その中でも、分倍河原駅周辺地区については、府中市内の拠点として、また交通結節点として、拠点機能の強化を図っていくことを落とし込んで

いく予定で考えております。

その中で、交通結節点機能として必要な基盤整備を進めていくことを考えております。

【〇〇委員】 よろしいですか、議長。確認ですが駅の連結が良くなるから結節点機能は上がると思いますが、拠点機能は変わらないんじゃないかなと思っています。今おっしゃった基盤整備を進めていきますというのは、特に駅の西側のほうだと思いますが、区画整理か何かを、考えていらっしゃるということでしょうか。それをやるすると、結局この都道もどうするのかという話になってくるものですから、大事なところかなと思います。今どういう状況かということをお願いします。

【地区整備課長補佐】 議長。

【議長】 はい、どうぞ。

【地区整備課長補佐】 申し訳ございません。少し説明が不足しておりました。西側のエリアにつきましては、現況住宅地で、駅周辺の必要な基盤整備を進めてもらいたいけれども、大幅な面整備等はして欲しくないという地元の意向がございます。今後、駅周辺の基盤整備を進めていく中で、西側エリアでも駅周辺にふさわしい土地利用を図っていきたいという地元のご意向があれば、今後、長期的な視点の中で取り組んでいくことを5ページの施策の3番に掲げているところでございます。

以上でございます。

【議長】 よろしいですか。

【〇〇委員】 分かりましたが、だらだら考えると良くない。だらだら考えることも大事ですが、玉虫色の状態でずっと置いてお

くのはあまりよろしくないなと思うので、起きるかどうかわからない基盤整備に期待をして、ここにいつまでも拠点を置いておくのかというところは、大事なところだと思いますので、よろしくご検討いただければと思います。以上です。ありがとうございました。

【議長】 他にご意見ありますでしょうか。ないようですね。この件につきまして、報告了承ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしということで、報告了承とさせていただきます。

私から、ちょっとこの件についてお話ししたいと思います。

府中市では区画整理、それから府中駅前の再開発事業を行ってきました。今回報告のあった分倍河原駅周辺地区のこれからのまちづくりは、今まで行われた事業の進め方と全く違います。

まず市民の皆さまにこの地区のまちづくりをどのようにするか、どういう姿を望んでいるのか、この地区の協議会でさんざん検討されているわけで、それが少しずつまとまってきたということなんです。商店街につきましても、この商店街の道路を利用してまちづくりをしようということでもなさそうだし、買収して広げようということもまだ決まっていない。駐車場もそうですね。最終的な計画は、まだできてない。住宅もそうですよね。エリアが広がったときに、どこを買収するのか。まだそれも決まっていない。とにかく、まだ玉虫色なんです。これを進めるというのは、皆さんが権利者なので、この権利をうまく区分けして、2社の鉄道事業者の話し合いに市も入って考えましょう。商店街は商

店街の皆さんと、これは買収するのかこのまま使うのか、その中で、あそこだけ買収するとか、それをこれから決めるんじゃないかと私はそう思いますね。これからも、まだまだ時間はかかると思いますが、最初に市民から意見をいただいて、こういうまちづくりをしたいんだよ、どうですか、皆さんの意見を聞きますよ、どういうまちづくりをしたいですかと、これが今までの再開発事業と全く違います。僕は素晴らしいと思います。

今までの再開発事業を見てきましたが、決して住民の意見は聞けなかったです。組合の権利者、そして市が事業内容を決めて住民に対して説明会を開いて終わりという方法でした。僕はこの分倍河原のまちづくりはいいと思います。素晴らしいと思います。ぜひとも皆さん、理解していただいて、これを進めてやっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

最後になりましたが、その他でございしますが、事務局ありますか。

【計画課都市計画担当主査】 はい、議長。事務局から2点、報告がございします。はじめに1点目ですが、東京都が進めております「都市計画区域の整備、開発、及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」の改定について、同封しました日程第3、「その他」の資料を用いましてご報告させていただきます。

現行の都市計画区域マスタープランは、平成26年12月に策定されましたが、その後に策定された「未来の東京」戦略ビジョン、「都市づくりのグランドデザイン」や、令和2年度での改定を予定している「都市再開発の方針」と整合を図るため、令和2年度末での都市計画変更が予定されております。

はじめに日程第3、その他資料の下段の2ページをご覧ください。まず、第1、改定の基本的な考え方の1、基本的事項について5点ございます。1点目、都市計画区域マスタープランは、東京都が決定する都市計画であり、都市計画法第6条の2の規定に基づき、東京都が広域的見地から都市計画の基本的な方針を定めるものでございます。

2点目、都市計画区域マスタープランは、都が長期的な視点に立って都市の将来像を明確にし、その実現に向けての大きな道筋を示すものでございます。

3点目、目標年次としましては、都市づくりのグランドデザインの目標時期であり、「未来の東京」戦略ビジョンにおいて目指す東京の姿、ビジョンを描いたおおむね20年後の2040年代としています。

4点目、本市が現在、改定に向けて進めている府中市都市計画マスタープランにつきましても、この都市計画区域マスタープランに即して改定するものでございます。

5点目、本市は、多摩部19都市計画区域に含まれております。都市計画区域マスタープランは、市町間における連携や調整・補完機能を果たすため、19都市計画区域について一体のマスタープランとして策定し、複数の都市計画区域にわたる広域的・共通的事項を示すものでございます。

続きまして、次のページの上段3ページをご覧ください。こちらは都市計画区域マスタープランの体系図でございます。「未来の東京」戦略ビジョンや「都市づくりのグランドデザイン」で示している2040年代の都市像や将来像を実現するためには、将来

を見据えた大きな戦略に基づいて、具体的な都市づくりを進めていく必要がございます。都市計画区域マスタープランは、「都市再開発の方針」などと整合を図って定めます。

続きまして、下段 4 ページをご覧ください。第 2、東京が目指すべき将来像でございます。

1、東京都の都市構造につきまして、東京には、圏域の活力をさらに高め、多様化するライフスタイルなどに応えることが期待されております。東京圏全体で国内外の人・モノ・情報の自由自在な移動と交流を確保し、イノベーションの源泉となる「挑戦の場」の創出につなげていくこととします。

このため、広域的には概成する環状メガロポリス構造をさらに進化させ、「交流・連携・挑戦の都市構造」の実現を目指しているものでございます。

続きまして、次のページの上段 5 ページをご覧ください。

2、地域区分ごとの将来像でございます。「都市づくりのグランドデザイン」で示した 4 つの地域区分、「中枢広域拠点域」「新都市生活創造域」「多摩広域拠点域」及び「自然環境共生域」ならびに 2 つのゾーン、「国際ビジネス交流ゾーン」及び「多摩イノベーション交流ゾーン」に基づき、それぞれの特性と将来像を踏まえた都市づくりを進めていくこととしています。府中市は、赤枠で囲っている「新都市生活創造域」及び「多摩広域拠点域」に含まれております。

続きまして、下段 6 ページをご覧ください。

第 3、区域区分、市街化区域と市街化調整区域との区分の有無及び区域区分を定める際の方針でございます。区部、多摩部とも

原則として現在の区域区分を変更はしないものとしています。

続きまして、次のページの上段 7 ページをご覧ください。第 4、主要な都市計画の決定の方針でございます。「東京が目指すべき将来像」を実現するための主要な都市計画の決定方針を定めているものでございます。内容は記載のとおりでございます。

続きまして、下段の 8 ページをご覧ください。特色ある地域の将来像についてでございます。府中市は、赤枠で囲まれた「新都市生活創造域」及び「多摩広域拠点域」に含まれております。「新都市生活創造域」は、おおむね環状 7 号線から、西側は J R 武蔵野線まで、東側は都県境までを区域とし、駅を中心に機能を集約した拠点が形成されるとともに、木造住宅密集地域の解消や大規模団地の更新などに併せ、緑と水に囲まれたゆとりのある市街地が形成され、子どもたちがのびやかに育つことができる快適な住環境が再生・創出されるまちを目指しています。「多摩広域拠点域」は、おおむね J R 武蔵野線から圏央道までの区域とし、道路・交通ネットワークの結節点において業務・商業機能が集積した拠点が形成され、リニア中央新幹線や圏央道などのインフラを活用し、他の広域拠点や都市圏との交流が活発に行われるまちを目指しています。

続きまして、次のページの上段 9 ページをご覧ください。「新都市生活創造域」の範囲を示した図でございます。本市では記載の 9 カ所がございます。

続きまして、下段の 10 ページからは、9 カ所それぞれの将来像について記載したものでございます。内容を簡単に触れますと、府中はゆとりとにぎわいのある枢要な地域の拠点を形成し、東府

中、多磨は、利便性の高い生活の中心地を形成することとしています。

次のページに移りまして、11ページ及び12ページは、多磨霊園、是政、白糸台・武蔵野台、北府中、多摩メディカルキャンパス、府中基地跡地において、それぞれ生活の中心地を形成することとしています。

続きまして、次のページの上段13ページをご覧ください。「多摩広域拠点域」の範囲を示した図でございます。本市では記載の3カ所がございます。下段14ページは、3カ所それぞれの将来像について記載したものでございます。分倍河原は、にぎわいと活力のある地域の拠点を形成し、中河原、西府は生活の中心地を形成することとしています。

最後に、次のページ、上段15ページをご覧ください。こちらは、都市計画区域マスタープラン改定の今後の予定でございます。本年7月1日から15日まで都市計画法第16条第1項の規定に基づき、公聴会に関する都市計画原案の縦覧が行われました。府中市においても縦覧を行いました。縦覧者は府中市では3名でございました。公聴会につきましては、8月18日午後7時から調布市文化会館たづくりで開催予定でございますが、公述の申出がなかった場合は中止となります。

また、10月ごろには、東京都が都市計画案を作成し、都市計画法第18条の規定に基づき、市の意見を聞くための意見照会がございます。そのため、資料では赤丸で示してございますが、11月に当審議会に都市計画案を付議させていただく予定でございます。その際には、詳細にご説明させていただきますので、よろ

しくお願いいたします。

その後、12月に都市計画法第17条の規定に基づき、都市計画案の縦覧及び意見書の募集が行われる予定です。来年2月には、青色の星で表示してございますが、東京都都市計画審議会に諮り、3月に東京都が都市計画決定する予定でございます。以上で1点目の報告を終わります。

続きまして、2点目の報告事項ですが、次回の開催予定についてお知らせいたします。今回は、先ほども申しあげたように、11月の開催を予定しております。

以上で事務局からの報告を終わります。

【議長】 ありがとうございます。報告が終わりました。この件につきまして、ご質問ございますでしょうか。はい、どうぞ。

【〇〇委員】 東京都のこの区域マスタープランの件ですが、これは原案ということですよ。この原案を示すにあたって、都は事前に市に聞いたはずですよ。こういう原案を考えているがいいでしょうか。そのときに府中市は何か都に対して、事務レベルだと思いますが、意見を言ったのかどうかというのをお聞きします。

【計画課都市計画担当主査】 はい、議長。

【議長】 はい、どうぞ。

【計画課都市計画担当主査】 この原案を作る際には、東京都から府中市に意見照会がありまして、現在、府中市でも都市計画マスタープランの改定作業をしていますし、前回から6年ぐらいたっていますので、そのような市の事情なども反映できるように、東京都には、こちら側の意見を返してすり合わせを行っている状

況でございます。

【議長】 よろしいですか。

【〇〇委員】 すいません。原案はもう世間に発表していますよね。だからその前に、市として、要するに都案のとおりでいいですと言ったのか、いや、ここを変えてくれと言ったのか、その辺りはどうなんでしょうっていうことなんですが。

【計画課長】 議長。

【議長】 はい、どうぞ。

【計画課長】 大変申し訳ございませんでした。〇〇委員からご指摘のとおり、当該原案の策定の前に、東京都から原案に対する意見照会がございました。その意見照会の内容につきましては、先ほど答弁させていただきましてとおり、現在、府中市も都市計画マスタープランの改定作業を行っておりますので、その改定作業中の案に合うような形で一部、原案の修正を東京都に依頼させていただいているところでございます。ですので、現在の府中市都市計画マスタープランの原案の前のたたき台のような案になりますが、そちらとの整合は図れているという状況でございます。以上でございます。

【議長】 〇〇委員、どうですか。

【〇〇委員】 いいです。

【議長】 他にご意見はございますでしょうか。

【〇〇委員】 はい。

【議長】 はい、〇〇委員、どうぞ。

【〇〇委員】 市民の1人として申しあげたいことがございます。今回も分かりやすい資料ありがとうございました。申しあげたい

ことは2つです。けやき並木の北、信号そばにあるファミリーマートと司法書士事務所の間石畳が非常に危なかったんですね。私もほとんど毎日通るものですから、若い方も、小学生も、それから年配の方も、つまづいて転ぶと危ないなと思っていて、ずっと気になっていたんです。そうしたら、たまたま計画課長とばったりお会いして、その旨を申しあげたら、さっそく手配をして直してくださいました。この場をお借りして市民としてお礼を申しあげたい。非常に対処が早かったんです。道路も良くなりましたし、歩く人が頻繁にあそこ通るんですよね。農業高校の高校生の方もいらっしゃるし、本当に感謝申しあげます。

2つ目ですが、小学校の近くに大賀ハスの池があります。そこを散歩コースとして私は毎日のように歩いています。ある日、池の縁を草むしりしている方がいましたので、ありがとうございますと申しあげて、公園緑地課の方ですかと聞いたら、「はい」とおっしゃったんです。暑い中、手拭いを首にまいて草むしりを1人でやっておられました。だからそういうところで、市役所の方々がやってくださっていることに対して、本当に感謝申しあげたいんです。一つ一つ市民の目から気が付いたことは申しあげたい。おざなりに目に見える立派なところだけを申しあげることじゃなく、気が付いたところは申しあげたい。

大賀ハスの件ですが、府中市押立町五丁目に私の教え子がお茶を習いに行っています。その行く前か帰りに、そこの大賀ハスも見せているんですね。2,000年前の府中の歴史のあるものだから、ぜひみんな見て欲しい。

写真も撮って送りました。ラインやメールでもみんなに、それ

こそ北海道からいろんなところの友人たちに、府中は素晴らしいまちだっていうことで送ったんです。その中で、公園緑地課の方には感謝をしました。そして1つ気が付いたところは、まちづくりの一環として看板を分かりやすくしていただきたいと思うんです。泥がかかったまま、錆びたままよりも、看板がきれいであつたら、もっと素敵なまちになるかなと思いました。特に大賀博士は府中に住んでおられて、東京大学をご卒業されて、東大にはグッズとかたくさん売っているんですが、府中市も関連があるので、東京大学でグッズを何かの機会にぜひご覧になってみてください。大賀先生の功績が非常に高く評価されております。ですから、ご縁のある府中市も、ぜひ大賀ハスをもう少し見やすくしていただくとか、何か方法を取っていただけたらありがたいなと思っております。申しあげたいことは2つでした。ありがとうございます。

【議長】 ありがとうございます。〇〇委員、どうぞ。

【〇〇委員】 すいません。話が戻ってしましますが、この区域マスタープラン、例えばさっきの話の続きでいうと、14ページの分倍河原のところに、土地の高度利用とか拠点機能が充実した利便性が高いと書いてあって、住民参加を丁寧に積み重ねられて、地域の意思がかなり固まった状態でこれを出してしまうのはあまり良くないと思います。恐らく地域の中にも開発したい人もいるはずですが、そういう人がこういうものを見て、また違うことを言い出す可能性がありますから、もう決まったことは、きちんと上位の区域マスタープランで消してもらわないと駄目だと思いますので、この14ページの分倍河原の項目については、きちんと東京都に申し入れをしたほうがよろしいんじゃないかなと思いま

した。

あともう一つ、これ全体的に気になったのは、スライドでいうと7番ですけれども、土地利用、都市施設、市街地開発事業、災害、環境、都市景観というふうにございまして、東京都のこういうものを見てみると、東京都の人たちは地震しか考えていないかと最近よく思うんですよね。府中の場合は、地震あまりなさそうで、むしろ風水害のほうが怖いと思います。市民の皆さんの関心も風水害にあると思いますので、特に多摩川沿いとかどう考えたらいいかという辺りですね。この4番の災害の方針をしっかりと示していただいて、区域マスタープランに残せるように、東京都に一度申しあげるといいと思います。

東京都がどこまでやってくれるか分かりませんが、実はいろいろ考えておられるかもしれませんが、今日見た限りだと、その話が全くないような状態でございますので、やや危機感を覚えたということでございます。以上です。

【議長】 はい、ありがとうございます。他にご質問ございますでしょうか。ないようですので、報告事項、その他につきましては報告了承とさせていただきます。大変ありがとうございました。

本日は長時間、皆さま方のご協力いただきまして、無事、全ての議題を終えることができました。

これで本日の都市計画審議会を閉会とさせていただきます。

大変ありがとうございます。